

# 改正雇用保険法により創設された 「専門実践教育訓練」等について

厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課

## 1 はじめに

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力の開発および向上の取り組みを支援し、その雇用の安定および就職の促進を図るために、雇用保険の給付制度の一つとして「教育訓練給付制度」を運営しています。

教育訓練給付制度は、雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、雇用の安定および就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部を公共職業安定所（ハローワーク）から支給する制度です。

教育訓練給付制度については、平成25年6月に閣議決定された政府の「日本再興戦略」において、「非正規雇用労働者である若者等が資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講をはじめ、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す」こととされました。

これを受けて、平成26年3月の雇用保険法改正により、非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジして安定的に働くことができるよう教育訓練給付制度の見直しが行わ

れ、平成26年10月から、給付内容が拡充されたほか、新たに「教育訓練支援給付金」が創設されました。

本稿では、新たに拡充された給付の対象となる「専門実践教育訓練」について、制度の概要や給付の内容、対象となる教育訓練の指定状況について紹介するとともに、事業主が当該教育訓練を従業員へ活用するに当たって利用できる助成金について、併せて紹介します。

## 2

### 専門実践教育訓練の概要と 対象講座

専門実践教育訓練の教育訓練給付金は、中長期的なキャリア形成を支援するため、平成26年10月から拡充された教育訓練給付金です。従来からの一般教育訓練の教育訓練給付金よりも給付割合が引き上げられるほか、受講を修了し、資格取得等をし、修了から1年以内に就職に結びついた場合は、追加の支給も受けられます。

また、一般教育訓練の教育訓練給付金は、教育訓練が修了してから支給の申請を行いますが、専門実践教育訓練の教育訓練給付金は訓練期間中6カ月ごとに支給申請を行い、訓練期間中から支給を受けられます。

### (1) 専門実践教育訓練の教育訓練給付金とは

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講している間、また、修了した場合、その受講のために本人が支払った教育訓練経費の40%（年間上限32万円）を、原則2年（最大3年）まで、ハローワークから支給する制度です。

なお、教育訓練を途中でやめた場合や、講座ごとの基準により定められた訓練期間中に修了する見込みがなくなった場合は、それ以降支給されません。

対象となる方は次の①または②のいずれかに該当する方で、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みをもって受講している方と、修了した方になります。

#### ① 雇用保険の一般被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日に、10年以上<sup>\*1</sup>の支給要件期間（同一の事業主に一般被保険者または短期雇用特例被保険者として雇用された期間）がある方

#### ② 雇用保険の一般被保険者であった方（離職者）

一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ、支給要件期間が10年以上<sup>\*2</sup>ある方

\*1 ①②とも、当分の間、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上であれば支給が可能となります。

\*2 平成26年10月1日以前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に関わる受講開始日から、今回の受講開始日まで、通算して2年以上の被保険者期間が必要です。

また受講開始日の前日から10年前までに教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、専門実践教育訓練給付金は支給されません（ただし、平成26年10月1日より前に教育訓練給付金の支給を受けた方に対しては、この取り扱いは適用されません）。

### (2) 対象となる「専門実践教育訓練」とは

中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践

的な教育訓練として、厚生労働大臣が指定した教育訓練で、次のようなものが指定されています。

#### ① 業務独占資格、名称独占資格の取得を目指す養成施設の課程（訓練期間1～3年）

看護師、介護福祉士、保育士、建築士など、専門的職業に就業するための教育訓練

#### ② 専門学校の職業実践専門課程（訓練期間2年）

工業、医療、商業実務、土木・建築など、専門学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身につけられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

#### ③ 専門職大学院（訓練期間2～3年）

高度専門職業人の養成を目的とした課程

### (3) 支給額

教育訓練経費の40%（年間上限32万円）。給付期間は原則2年（資格の取得につながる場合は最大3年）。6カ月ごとに支給申請に基づいて支給されます。

### (4) 追加支給

さらに、受講修了後に受講した専門実践教育訓練が目標としている資格取得などをし、修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、さらに教育訓練経費の20%に当たる追加支給を受けることができます。この場合の支給額合計は、最大で教育訓練経費の60%（年間上限48万円、3年間で最大144万円）となります。

### (5) 訓練前にキャリア・コンサルティングを受ける

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受けるためには、専門の研修を受けた訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングを受けて、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受け、受講開始日の1カ月前までにハローワークで手続きを行います（表—1、図—1）。

表一 専門実践教育訓練の対象となる教育訓練について

次の1～3のうち、資格試験の受験率および合格率、就職・在職率などの指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定した講座が対象。

**1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程**<sup>※1</sup>

〔訓練期間は1年以上3年以内（職業能力開発局長の定める1年未満の養成課程を含む）〕

**対象となる業務独占資格**<sup>※2</sup>

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

**対象となる名称独占資格**<sup>※3</sup>

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

等

※1 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程

※2 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格

※3 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

※4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、上記※2及び※3の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、新しい教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

**2 専門学校の職業実践専門課程**〔訓練期間は2年〕

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの

**3 専門職大学院**〔訓練期間は2年または3年以内〕

高度専門職業人の養成を目的とした課程

指定した講座は以下の厚生労働省ホームページに掲載。

○教育訓練給付制度について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)

平成26年10月施行時には、介護福祉士等の資格を取得する講座など863講座を指定しました。平成27年4月開講講座として建築士の資格取得を目標とする講座、土木・建築に係る職業実践専門課程の講座が指定されています。

現在、平成27年4月指定分について、厚生労働省で審査を行っています。平成26年12月末および平成27年1月末に厚生労働省のホームページにおいて公表する予定であり、今後、さらに指定講座数が増加する見込みです。

### 3 事業主に対する支援措置に

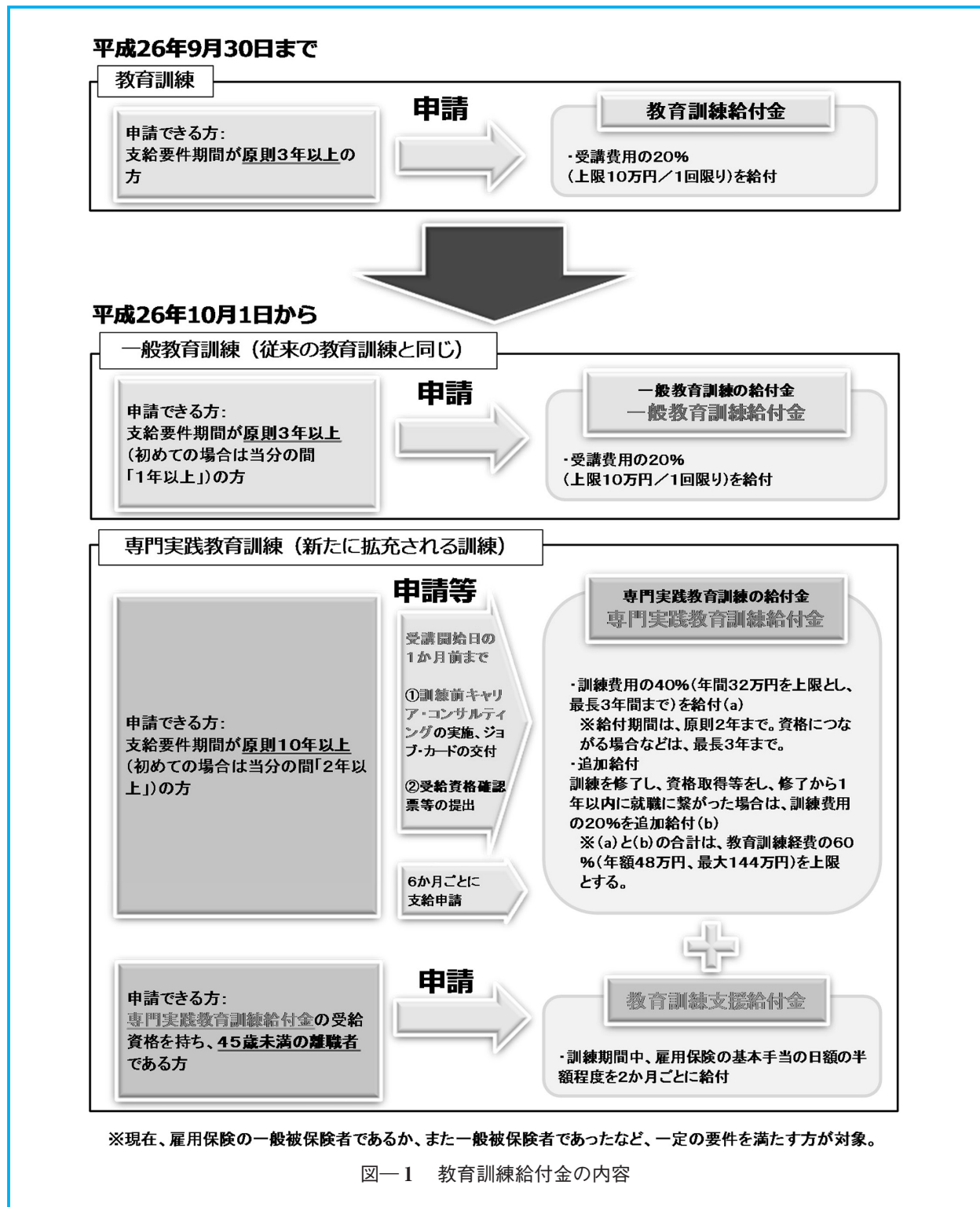
受講生が専門実践教育訓練を本人負担で受ける場合の支援措置については前述のとおりですが、厚生労働省では、当該教育訓練に従業員が受講す

る場合に、事業主が負担した訓練経費および賃金に対する助成を行っており、今般の拡充に伴い、事業主に対する支援として新たな助成金メニューが創設されましたので、ご紹介します。

当該教育訓練を事業主負担で従業員に受講させた場合においては、事業主への支援制度として、キャリア形成促進助成金およびキャリアアップ助成金（人材育成コース）があります。

キャリア形成促進助成金とは、事業主が主に正規労働者を対象に職業訓練を実施した場合に、訓練経費や賃金の一部を支給する助成金です。

今般の法改正を受け、従業員の専門実践教育訓練の受講を支援する事業主への経費助成を講じるため、「政策課題対応型訓練」の助成メニューに、新たに「④中長期的キャリア形成コース」を新設し、事業主が従業員に専門実践教育訓練を受講させる場合においては、「一般型訓練」の助成より



も手厚く助成を行うこととしました。

具体的には、賃金助成として事業主が要した費用の場合、所定労働時間内の訓練時間について1人1時間当たり中小企業は800円、大企業は400円、経費助成として事業主が要した費用の場合、当該費用について中小企業は1/2、大企業は

1/3を助成します。

キャリアアップ助成金は、事業主が短時間労働者等の非正規労働者に訓練を実施する場合に、訓練経費や賃金の一部を支給する助成金です。

キャリア形成促進助成金と同様に、事業主が従業員に専門実践教育訓練を受講させる場合におい



表—2 キャリア形成促進助成金の助成メニューおよび助成率・助成額

[助成メニュー]

| 支給対象となる訓練             | 対象           | 訓練内容                                                |
|-----------------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| <b>①政策課題対応型訓練</b>     |              |                                                     |
| ①成長分野等人材育成コース         | 大企業・<br>中小企業 | 健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練                           |
| ②グローバル人材育成コース         |              | 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む） |
| ③育休中・復職後等能力アップコース     |              | 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練                          |
| <b>④中長期的キャリア形成コース</b> |              | <b>厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）</b>       |
| ⑤若年人材育成コース            | 中小企業         | 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練                            |
| ⑥熟練技能育成・承継コース         |              | 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練                       |
| ⑦認定実習併用職業訓練コース        |              | 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練                                |
| ⑧自発的職業能力開発コース         |              | 労働者の自発的な能力開発に対する支援                                  |
| <b>②一般型訓練</b>         | 中小企業         | 政策課題対応型訓練以外の訓練                                      |
| <b>③団体等実施型訓練</b>      | 事業主団体等       | 事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練               |

[助成額・助成率]（ ）内は大企業の助成額・助成率

| 支給対象となる訓練             |               | 賃金助成<br>（1人1時間当たり） | 経費助成            | 実施助成<br>（1人1時間当たり） |
|-----------------------|---------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| <b>①政策課題対応型訓練</b>     | <b>Off-JT</b> | <b>800円（400円）</b>  | <b>1/2（1/3）</b> | —                  |
| ※上記④の中長期的キャリア形成コースを含む | OJT（上記⑦）      | —                  | —               | 600円               |
| <b>②一般型訓練</b>         | Off-JT        | 400円               | 1/3             | —                  |
| <b>③団体等実施型訓練</b>      | Off-JT        | —                  | 1/2             | —                  |

※経費助成の支給限度額：①①～④は1人1コース当たり、15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）

①⑤～⑧と②は1人1コース当たり、7万円～20万円 ③は1団体当たり、500万円

※1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑥の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

て、手厚く助成を行うこととしています。

具体的には、人材育成の経費助成については、訓練時間数に応じて、中小企業30万円、大企業20万円を上限に、事業主が要した経費の実費を支給する仕組みになっていますが、これらの上限を中小企業50万円、大企業30万円としました。

なお、これらの訓練時間数の区分と支給額の上限はキャリア形成促進助成金と共通です。

専門実践教育訓練の支給の対象となる訓練を労働者が受講する場合、専門実践教育訓練給付金は労働者本人が負担した費用に対して、キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金については

事業主が負担した費用に対してそれぞれ給付および助成する制度です。

労働者が専門実践教育訓練の対象訓練の受講を予定している場合には、教育訓練給付制度をご照会いただくとともに、事業主が費用を一部でも負担する場合には、キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金を併せてご活用ください（表—2、3）。

表—3 キャリアアップ助成金の助成メニューおよび助成率・助成額

| 支給対象となる訓練    | 対象       | 訓練内容                                               |
|--------------|----------|----------------------------------------------------|
| 一般職業訓練       | 大企業・中小企業 | Off-JT <sup>*2</sup> により行う訓練                       |
| 有期実習型訓練      | 大企業・中小企業 | 「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT <sup>*3</sup> を組み合わせる行う訓練 |
| 中長期的キャリア形成訓練 | 大企業・中小企業 | 厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）             |

※1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む）

※2 Off the Job Training:生産ラインまたは就労における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる(事業内または事業外の)職業訓練をいいます。

※ 3 On the Job Training: 適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能と、これに関する知識の習得についての職業訓練をいいます。

| 支給対象となる訓練    | Off-JT             |                                                                                                                         | OJT                |
|--------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|              | 賃金助成<br>(1人1時間当たり) | 経費助成(1人当たり)<br>※事業主が負担した実費が下記の額を下回る場合は実費を限度として助成                                                                        | 実施助成<br>(1人1時間当たり) |
| 一般職業訓練       | 800円<br>(500円)     | ◆訓練時間数が<br>・100時間未満の場合<br>10万円(7万円)<br>・100時間以上200時間未満の場合<br>20万円(15万円)<br>・200時間以上の場合<br>30万円(20万円)                    | —                  |
| 有期実習型訓練      | 800円<br>(500円)     | ◆訓練時間数が<br>・100時間未満の場合<br>10万円(7万円)<br>・100時間以上200時間未満の場合<br>20万円(15万円)<br>・200時間以上の場合<br>30万円(20万円)                    | 700円<br>(700円)     |
| 中長期的キャリア形成訓練 | 800円<br>(500円)     | ◆ <u>訓練時間数が</u><br><u>・100時間未満の場合</u><br>15万円(10万円)<br><u>・100時間以上200時間未満の場合</u><br>30万円(20万円)<br>・200時間以上の場合50万円(30万円) | —                  |

## 4 お問い合わせ先

専門実践教育訓練の対象講座の確認および受講に係る手続きについては居住地を管轄するハローワークにお問い合わせいただく必要があります。

また、両助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がありますので、詳細は事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

制度の詳しい内容については、以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

### ○教育訓練給付制度について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)

○キャリア形成促進助成金のご案内（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/d01-1-3.pdf>

○キャリアアップ助成金のご案内（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukirou-doutaisakubu/0000043425.pdf>